政　令

放送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二号

放送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十四　次のいずれかに該当する業務に係る事業

イ　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下この号において「機構」という。）が行う株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号。以下この号において「機構法」という。）第二十三条第一項第八号に掲げる業務であつて、機構の委託により、協会が対象事業（機構法第二条第二項に規定する対象事業をいう。以下この号において同じ。）を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者の派遣を行うもの

ロ　機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、協会の委託により、対象事業を行い、又は行おうとする事業者（外国放送事業者に該当するものに限る。）に対し、協会がその放送番組及びその編集上必要な資料を当該事業者に提供することについてのあつせんを行うもの

ハ　機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、機構の委託により、協会が対象事業を行い、又は行おうとする事業者（外国放送事業者に該当するものに限る。）の放送に従事する者の養成を行うもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三